

工事請負契約における予定価格の事前公表（試行）に関する要綱

制定 令和2年3月27日

最近改正 令和4年3月31日

（趣旨）

第1条 本市の工事請負契約の入札における透明性を高めることによって、市場における競争性を確保するとともに公正を害するような不適正な行為を防止するため、試行的に予定価格を事前に公表する案件及びその手法等について、必要な事項を定める。

（対象）

第2条 契約管財局が電子入札システムにより入札を執行する法令に基づく予定価格が6億円以下の工事で次の各号に掲げる種目のものとする。ただし、政府調達協定対象案件及び総合評価落札方式により入札を行うものを除く。

- （1）01 土木工事
- （2）02A 建築工事
- （3）03 舗装工事
- （4）04 電気工事
- （5）05 給排水衛生冷暖房工事
- （6）06 造園工事

（公表）

第3条 入札公告時に、法令に基づく予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「予定価格」という。）を公表する。

（資格要件の確認）

第4条 本要綱に基づく入札においては、開札後の落札候補者に対して資格要件の確認を行うものとする。ただし、指名競争入札においては、入札開始前に資格要件の確認を行うものとする。

（最低制限価格の算出方法）

第5条 次の各号うちいずれか低い額を最低制限価格とする。

- （1）国の基準に基づき算出した額（別表1）
 - （2）当該入札の平均入札額から算出した中央計算値（別表2）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の中央計算値の算定に用いる入札の件数が2以下の場合又は前項の価格が同価の場合については、前項第1号により算出した額を最低制限価格とする。

（予定価格に対する質問）

第6条 本要綱に基づく入札について、予定価格の算出の基礎となる設計及び算出内容に関する疑義がある場合は、入札の公告から公告文に記載の設計図書等に対する質問締切日時までの間、電子入札システムを用いて、設計図書等に対する質問として質問を行うことができる。

(予定価格に誤りがあった場合の対応)

第7条 前条の質問によって、積算内容に軽微な誤りが判明した場合は、入札事務を続行するものとする。

(入札の中止)

第8条 前条の規定にかかわらず、質問により積算内容に重大な誤りが判明するなど当該入札事務を続行することが適当でないと契約管財局長が認めるときは、入札を中止する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、契約管財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和4年6月1日より施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

別表 1

算出 方法	予定価格の算出の基礎となる金額について、次に掲げる額を合計した額に、10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（１）を算出額とする。 ただし、これによって算出された金額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額（２）を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額（２）に、10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（３）、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じた額（４）に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じた額（４）に、1 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（５）を算出額とする。 ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
端数 処理	上記（１）～（５）の額が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てる。

別表 2

算出 方法	1 入札者の入札書（次の（１）及び（２）に該当するものを除く）に記載された金額の平均額及び標準偏差を求める。 （１）予定価格を超過した金額を記載した入札 （２）予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（a）に満たない金額を記載した入札 2 上記平均額から上記標準偏差を減じて得た額以上、上記平均額に上記標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を、当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除して、中央計算値（b）を算出する。 3 1 における平均額は、対象となる入札書に記載された金額の合計を、対象となる入札書の数で除し、小数第 3 位以下を四捨五入して求める。 4 1 における標準偏差は、対象となる入札に記載された各入札金額から 2 で求めた平均額を減じた値の平方の合計を、対象となる入札の数で除した値の正の平方根について、小数第 3 位以下を四捨五入して求める。 5 1 から 4 の対象とした入札書は、算出上、有効とみなす。
端数 処理	上記（a）及び（b）が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てる。

【参考】別表2の最低制限価格算定方式

算出方法

- ① 予定価格の超過・75%未満の入札を控除
- ② ①の平均(α)、標準偏差(β)を算出
- ③ 平均(α) $\pm$ 標準偏差(β)の範囲内の入札額の平均値(γ)を算出
- ④ ③の値が従来の基準*で算出された最低制限価格未満であれば、最低制限価格として採用
(同額以上なら、従来の基準による算定額が最低制限価格となる)

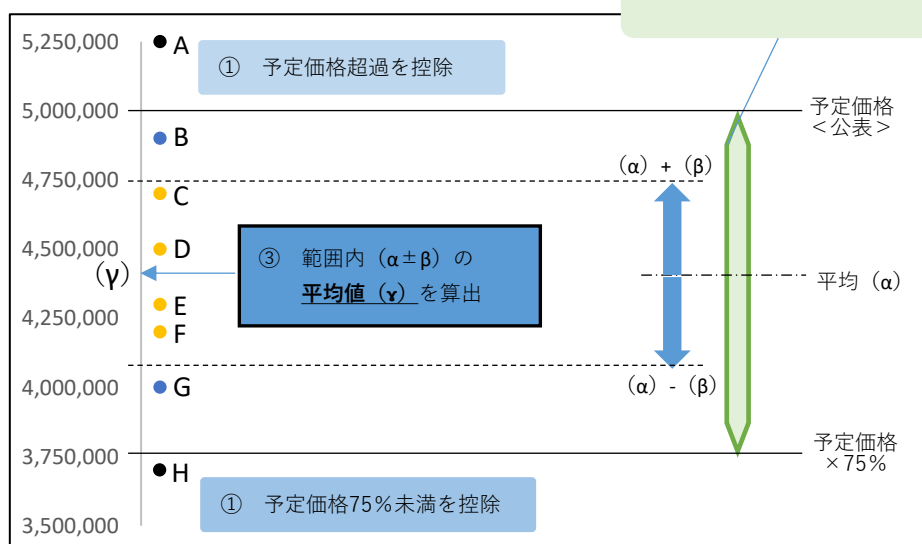
※ (直接工事費 $\times$ 97% + 共通仮設費 $\times$ 90% + 現場管理費 $\times$ 90% + 一般管理費 $\times$ 68%) $\times$ a
a: 機械が無作為に選んだ係数 (99.5%~100.5%の範囲内で0.01%刻み)

計算例

★予定価格 5,000,000円

★従来の基準で算出された最低制限価格 4,450,000円

入札者	入札金額
A	5,250,000
B	4,900,000
C	4,700,000
D	4,500,000
E	4,300,000
F	4,200,000
G	4,000,000
H	3,700,000



① A (予定価格超過) と H (予定価格の75%未満) は算入しない

② (1) B~Gの平均入札額

$$(B + C + D + E + F + G) \div 6 = 4,433,333.333\dots$$

小数点以下第3位四捨五入 $\Rightarrow$ **4,433,333.33円** (α)

(2) 標準偏差

$$\sqrt{\frac{(B-\alpha)^2 + (C-\alpha)^2 + \dots + (G-\alpha)^2}{6}} = 303,681.119\dots$$

小数点以下第3位四捨五入 $\Rightarrow$ **303,681.12** (β)

③ (1) 平均入札額に算入する入札額の範囲

[上限] $\alpha + \beta = 4,737,014.45 \Rightarrow$ **4,737,014円** (小数点以下切り捨て)

[下限] $\alpha - \beta = 4,129,652.21 \Rightarrow$ **4,129,653円** (小数点以下切り上げ)

(2) (1)の範囲内の平均入札額

B (上限超過) と G (下限未満) は算入しない

$$(C + D + E + F) \div 4 = \mathbf{4,425,000円} (\gamma) \quad (\text{千円未満の金額は切り捨て})$$

④ γ ($\alpha \pm \beta$ の範囲内の平均値) と従来の基準で算出された最低制限価格を比較

4,425,000円 (γ) < 4,450,000円 (従来の基準で算出された最低制限価格)

最低制限価格 = 4,425,000円

標準偏差...

データのばらつきを表す値であり、標準偏差を用いることによって、平均から乖離した入札額の影響を抑えることができます。